

第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画素案(案)の全体像

趣旨と策定根拠

【第1章】計画の趣旨

8/25
審議

障がい者等の権利擁護の観点に基づき、障がい者等が希望する生活の実現のため、障害福祉サービスの提供体制の在り方を定める

計画策定の根拠

【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法

【計画の期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間

【関連計画との関係】

第4次旭川市障がい者計画で定める主に「生活支援」の具体的な実施内容を示す

現状認識

【第2章】障がい者数等の状況

8/25
審議

- ・障がい者数等の推移
 - 知的障がい者、精神障がい者、支援を必要とする児童の増加
- ・障害福祉サービス支給決定者の概況
 - 就労継続支援B型事業所、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスの支給決定者の増
 - 精神障がいを事由とした支給決定者の増等

【資料編】事業所アンケート結果

10/26
審議

- ・サービス種別ごとのニーズ予測
- ・事業所運営上の課題
- ・国の基本指針に基づく成果目標達成に向けた取組
- ・計画相談支援事業所の増加に向けた取組
- ・利用者への意思決定支援の実施状況
- ・市内で不足していると感じる障害福祉サービス等

目指すこと

【第3章】成果目標

10/26
審議

国の基本指針に基づく内容

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

12/5
審議

【第4章】障害福祉サービス等の見込量

【第5章】障害児通所支援等の見込量

【第6章】地域生活支援事業の見込量

【第7章】成果目標のほかに本計画において目指すこと

10/26
審議

本市の現状を踏まえて取組を進めるべき内容

- ① 旭川市障がい者福祉施設等整備方針
- ② 障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応【新】
- ③ 旭川市手話言語に関する基本条例関係
- ④ 障害福祉サービス事業所等における災害時対応